

# 松浦市若者新生活応援事業奨励金にかかる確認書

松浦市若者新生活応援事業奨励金受給資格登録申請をするにあたり、下記事項に相違ありません。

## 記

### 1. ふるさと就職奨励金

- ・採用時年齢が45歳（新規学卒者の場合は30歳）未満である
- ・週30時間以上の勤務かつ雇用の契約が1年以上である
- ・転入者の場合、転入から1年以内の新たな就職である
- ・過去に「松浦市ふるさと就職奨励金」または「松浦市後継者育成奨励金」または「松浦市Uターン就職奨励金」の交付を受けていない

### 2. 新生活奨励金

#### <賃貸住宅入居者>

- ・転入時年齢が45歳未満である
- ・申請者名義で賃貸契約を締結している
- ・申請者またはその配偶者が過去に「新生活奨励金」または「松浦市賃貸住宅入居費補助金」の交付を受けていない

#### <結婚新生活者>

- ・結婚時年齢が45歳未満である
- ・資格登録申請時、婚姻状態にある
- ・申請者またはその配偶者が過去に「新生活奨励金」または「松浦市賃貸住宅入居費補助金」の交付を受けていない

### 3. 共通

- ・Uターン者の場合、市外に転出し、市外で1年以上就職又は就学した後の再転入である。
- ・Iターン者の場合、市外での居住期間が1年以上を経過した者である。
- ・生活保護法の適用を受けていない、受けようとしていない。
- ・特別職の国家公務員及び地方公務員、国家公務員法又は地方公務員法の適用を受ける公務員及び適用を受けようとする者ではない。

以上

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ (印) ※本人が署名、押印してください